

1 計画策定の背景

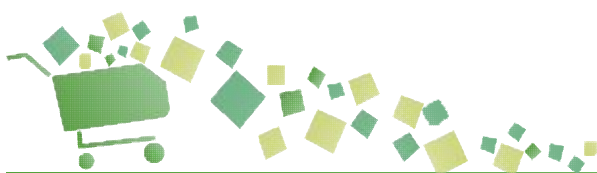
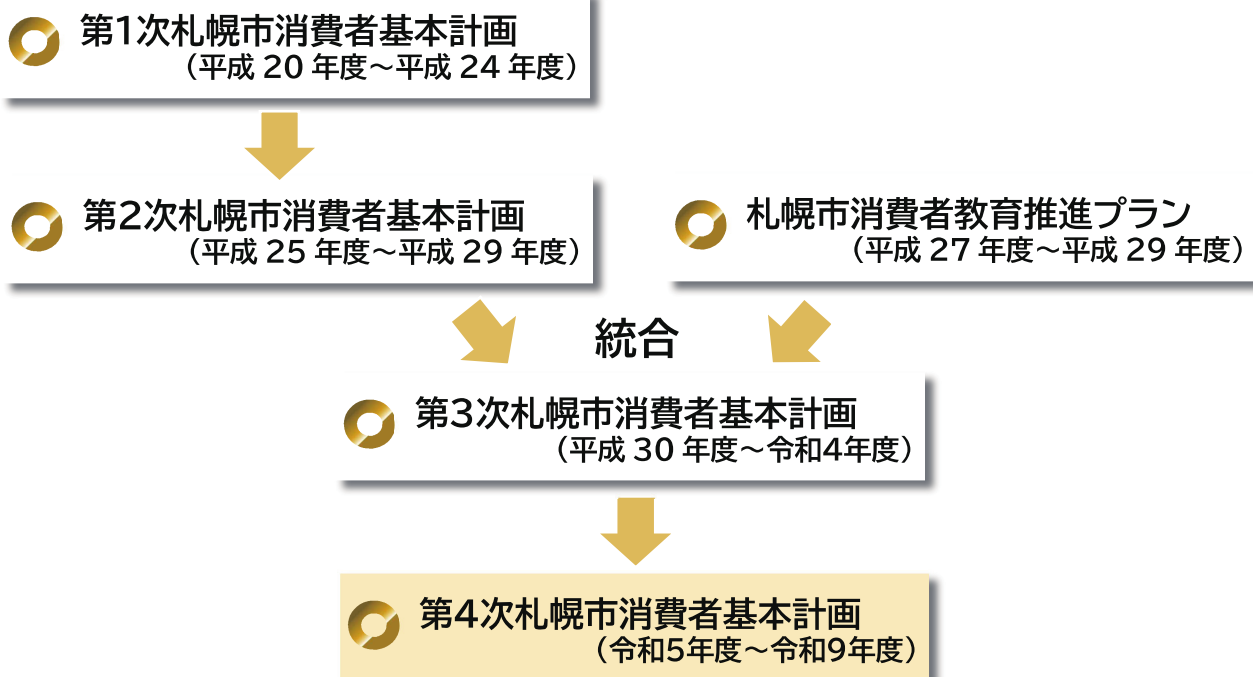
札幌市では、平成6年に札幌市消費生活条例（以下「消費生活条例」という。）を制定し、商品やサービス等における危害等の防止やその確保・物価安定、消費者被害の救済等に関する施策を進めてきました。

その後、高齢化や高度情報化の進展などの消費者を取り巻く環境の変化や、新たな手口による悪質商法などに対応するため、平成19年に消費生活条例を全部改正しました。

改正後の消費生活条例においては、「消費者の権利の確立」と、「消費者が自主的かつ合理的に行動するための自立支援」を基本理念とし、市はこれに則り消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定することとなっています。

また、平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）」において、消費者教育の推進に関する施策についての計画である「消費者教育推進計画」を策定することが、市町村の努力義務として規定されたことを踏まえ、平成27年3月に「札幌市消費者教育推進プラン（以下「消費者教育推進プラン」という。）」を策定しました。

その後、平成30年に第2次基本計画と消費者教育推進プランを一体の計画として統合した第3次基本計画が策定され、これまで消費者教育も含めた様々な分野の消費者施策を総合的かつ計画的に進めてきましたが、このたび第3次基本計画の計画期間が終了することから、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題を踏まえ、新たに第4次基本計画を策定します。



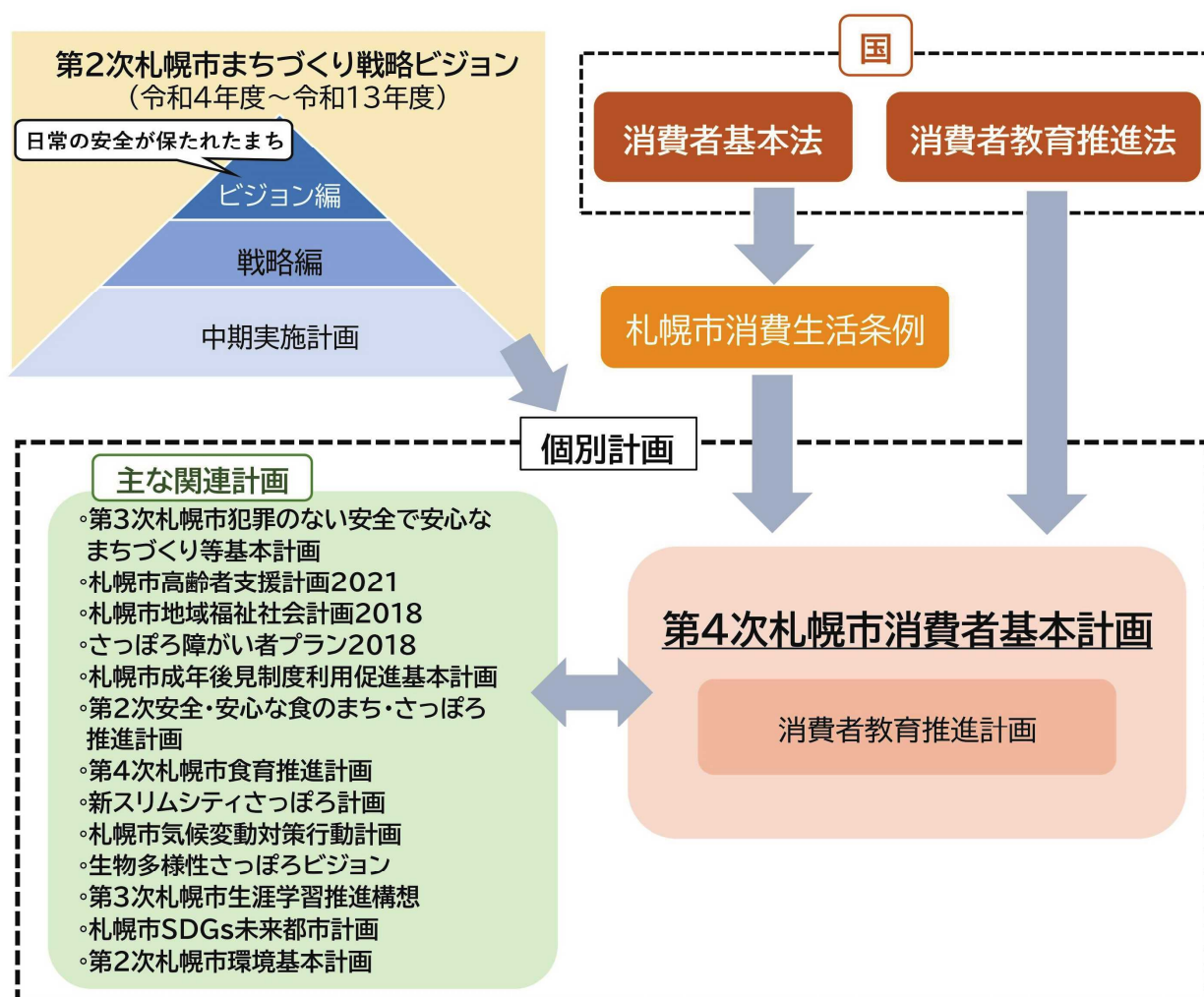
2 計画の位置付け

基本計画は、消費生活条例第 10 条に基づき策定される計画であるとともに、推進法第 10 条の 2 に定める「消費者教育推進計画」として位置づけられます。

さらに、札幌市の目指すべき都市像やその実現に向けた基本目標などを定めた、まちづくりの基本的な指針である第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン（令和 4 年度～令和 13 年度）及びその中期実施計画の個別計画として位置付けられます。

戦略ビジョンにおいては、「まちづくりの基本目標」の中に「日常の安全が保たれたまち」を位置付け、その目指す姿の 1 つとして、「犯罪や消費生活に関するトラブルの発生が未然に防止されている」と掲げているため、第 4 次基本計画でもその実現に向けて施策を推進していきます。

また、第 4 次基本計画の計画期間は、今後の社会経済情勢に応じて柔軟な見直しを行う観点から、5 年間（令和 5 年度～令和 9 年度）とします。



3 消費者基本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

札幌市においても、「札幌市SDGs未来都市計画」に基づき、全庁的にSDGs推進の視点を取り入れた施策展開を行うこととしています。

SDGsの達成のためには、事業者のみならず、消費者も含めたすべての関係者が役割を果たすことが必要です。

第3次基本計画では、特に優先的に取り組むべき課題である「重点項目」ごとにSDGs達成に向けた取組を行ってきましたが、第4次基本計画でも引き続きSDGsの達成に寄与する施策を展開していきます。

